

大通達甲（備運）第1号
令和5年2月21日

| | |
|----------|--------|
| 簿冊名 | 例規（1年） |
| 保存期間 | 1年 |
| 電子供覧対象文書 | |

本部各課・所・隊長
警察学校長 殿
各警察署長

警備部長

大分県警察における災害警備活動に関する規程の運用について（通達）

大分県警察における災害警備活動に関する規程（平成25年大分県警察本部訓令第9号。以下「訓令」という。）の運用について下記のとおり定め、令和5年3月7日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、「大分県警察における災害警備実施に関する規程の運用について」（平成30年11月6日付け大通達甲（備二）第1号）は、同日付けで廃止する。

記

第1 基礎調査資料（訓令第7条関係）

警察署長は、次に掲げる事項について調査し、基礎調査資料を作成するものとする。

- (1) 市町村地域防災計画（災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第42条第1項の規定により市町村防災会議が作成する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）に定められた事項
- (2) 堤防決壊、山崩れ、土砂崩れ等のおそれのある箇所
- (3) 活断層の存在及びがけ崩れその他災害が発生するおそれのある地盤、地質又は箇所
- (4) 津波又は高潮による災害の発生のおそれのある地域
- (5) 道路、橋りょう、堤防、護岸施設等で地震又は津波により亀裂、決壊等のおそれのある箇所
- (6) 高層建築物及び木造家屋の密集区域並びにこれらの建築物が倒壊するおそれのある区域
- (7) 石油コンビナート、高圧ガス、火薬類その他の危険物の取扱事業所並びに当該危険物の保管場所及び貯蔵量
- (8) 学校、駅、デパート、劇場その他多数の人が利用する施設の耐震度、利用人員及び管理体制
- (9) 前記(1)から(8)までに掲げるもののほか、災害が発生するおそれのある箇所又は地域
- (10) 市町村地域防災計画等により指定された避難路及び避難場所
- (11) 多数の負傷者を搬入可能な医療施設
- (12) 自主防犯・防災組織、ボランティア団体等の責任者、編成、活動内容、活動拠点及びこれらの組織との連絡方法

(13) 高齢者、障害者、乳幼児、外国人その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の氏名、連絡先等

(14) 交通流を把握できる場所及び交通規制が必要な場所

第2 協力体制の確立（訓令第8条及び第9条関係）

1 関係機関との情報共有等

所属長は、災害警備活動が迅速かつ円滑に行われるよう、平素から、県、市町村その他関係機関との情報共有を図るものとする。

また、自治体に災害対策本部等が設置されたときは、必要に応じて職員を派遣し、災害警備活動に関する連絡及び調整並びに情報の共有に当たらせるものとする。この場合においては、通信手段の途絶等の不測の事態に備えるため、派遣する職員に無線機を携帯させるなど、必要な連絡手段を確保するものとする。

2 関係機関と連携した合同訓練の実施

警察署長は、県、市町村その他関係機関と連携し、総合的な合同訓練の実施に努めるものとする。

第3 教養訓練（訓令第9条関係）

災害警備活動の訓練は、次に掲げる項目について行うものとする。

- (1) 職員の参集又は招集
- (2) 部隊の編成
- (3) 災害情報の収集及び伝達
- (4) 災害警備活動用の装備資機材等の操作
- (5) 車両、警察用航空機及び通信資機材等の配備運用
- (6) 災害時の交通規制等
- (7) 住民等の避難誘導
- (8) 被災者の救出救助
- (9) 被留置者の避難等
- (10) 広報
- (11) 重要物件等の搬出
- (12) 負傷者の応急救護措置
- (13) その他必要と認めるもの

第4 装備資機材等の整備等（訓令第10条関係）

職員は、災害が発生した場合に、直ちに災害警備活動用の装備資機材等が活用できるよう、平素から当該活動に使用する出動服、ヘルメット、懐中電灯、手袋等を自己のロッカー等に備えておくものとする。

第5 避難誘導（訓令第15条関係）

1 実態把握等

警察署長は、津波による被害から住民等を安全に誘導するため、県、市町村その他関係機関と連携し、次に掲げる措置をとるものとする。

(1) 実態把握

津波によって浸水が予想される地域の危険箇所、要配慮者等の実態を把握すること。

(2) 避難場所等の確認及び避難経路の複数指定

浸水予測地図等によりあらかじめ予想される被害状況に応じた的確な避難誘導、広報等の災害警備活動を円滑に行うことができるよう、避難場所及び避難経路の事前確認を実施するとともに、交通規制ルート及び個々の避難場所に至る避難経路を複数指定すること。

(3) 要配慮者に係る避難誘導體制の整備

要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者に係る避難誘導體制の整備を図ること。

(4) 活動要領の策定

津波に対する地勢的特性を踏まえ、職員の運用、災害警備活動用の装備資機材等の活用等の具体的な活動要領を策定すること。

2 避難誘導に当たる警察官の安全確保

警察署長は、避難誘導に当たる警察官の安全を確保するため、次の措置をとるものとする。

(1) 津波対策の検討

津波に関する情報の共有、避難誘導が可能な時間の算出等について検討すること。

(2) 固定配置時における退避場所の指定

避難誘導、広報、交通規制等を固定配置により行う場合は、これらに従事する警察官が津波の到達予想時刻前に徒歩で退避できる場所をあらかじめ指定しておくこと。

(3) 装備資機材等の管理等

救命胴衣、ヘルメット等の装備資機材は、直ちに持ち出せる場所で管理すること。

また、災害現場への出動時には、無線機及び受令機を確実に携行するよう指示すること。

第6 自主参集（訓令第18条関係）

1 他所属に参集した場合の指揮系統

職員は、自所属の所属長の指揮を受け、最寄りの警察本部又は警察署に参集した場合は、参集先の警察本部の所属又は警察署の長の指示を受けるものとする。通信の途絶等により自所属の所属長の指揮を受けることができない場合も同様とする。

2 参集の免除等

(1) 参集が免除される職員

次に掲げる職員は、参集を免除するものとする。

ア 休職中の職員

イ 警察大学校又は管区警察学校に入校中の職員

ウ 大分県警察以外の機関に派遣され、又は出向している職員

(2) 所属長による免除

所属長は、次に掲げる職員の参集をあらかじめ免除することができる。

ア 病気休暇、育児休業、産前産後の休暇等の参集が困難と認められる休暇を取得中の職員

イ 前記アに掲げるもののほか、参集を免除する必要があると認める特別の事情がある職員

(3) 職員の願い出による参集の免除等

所属長は、次に掲げる事情がある職員からの願い出により、当該職員の参集を猶予し、又は免除することができる。

ア 傷病等により、参集することが困難であるとき。

イ 同居の親族等が被災した場合においてこれを救出する必要があるとき又は親族等が被災により重患となり、職員のほかに適当な看護者がいないとき。

ウ 前記ア及びイに掲げるもののほか、特別の事情があるとき。

第7 参集時の服装等（訓令第18条及び第19条関係）

1 参集時等の服装

参集時の服装は活動に支障のない私服とし、参集場所に到着した後は、制服若しくは出動服又は任務に応じた被服を着用するものとする。

2 参集時の交通手段等

参集時の交通手段は、災害の規模に応じて、徒歩、自転車、自動二輪車等を利用するものとする。この場合においては、災害現場等を通過することによる受傷事故の防止に努めるものとする。

3 参集時の情報収集

職員は、参集途中において、発生した災害に関する情報の収集に努めるとともに、参集場所に到着した後は、その情報を災害警備本部に報告するものとする。

第8 招集による参集（訓令第19条関係）

職員は、勤務部署を管轄する警察署の管轄区域内において、災害が発生するおそれがある場合は、訓令第19条の規定による招集に応じられるよう待機するものとする。

第9 災害警備部隊の派遣等（訓令第22条及び第23条関係）

1 弾力的な運用

警察署長は、災害の規模に応じ、派遣された災害警備部隊を弾力的に運用するものとする。

2 警察本部長への報告

警察署長は、派遣された災害警備部隊の活動状況を随時警察本部長に報告するものとする。

3 警察署災害警備部隊の運用

警察署長は、警察本部の災害警備本部から、他の警察署の管轄区域への災害警備部隊の派遣要請の協議があった場合において、自署の管轄区域内の被害規模等から判断して災害警備部隊の派遣が可能と認めるときは、速やかに、警察本部の災害警備本部に対し、派遣人員、車両台数等を報告するとともに、派遣指示に備えるものとする。

第10 初動措置（訓令第4条、第25条、第26条及び第27条関係）

1 通信指令センターの措置

生活安全部地域課通信指令センター（以下「通信指令センター」という。）は、執務時間外において次に掲げる措置をとるものとする。

(1) 緊急地震速報（警報）の発表通知

緊急地震速報（警報）が発表された場合は、無線により、警察署等に対し、緊急地震速報（警報）が発表されたことを通知すること。

(2) 津波注意（警）報・噴火警報の発表通知

津波注意報、津波警報、大津波警報若しくは噴火警報（以下「津波注意（警）報・噴火警報」という。）が発表され、又は警察庁から九州管区警察局を通じて津波注意（警）報・噴火警報が発表された旨の通知を受けた場合は、警察本部総合当直（以下「本部一般当直」という。）及び関係する警察署に対し、注意報又は警報の種類、発表時間及び発表内容を通知すること。

(3) 地震等の発生通知等

震度4以上の地震が発生し、又は暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、大雪警報、高潮警報、洪水警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報、大雪特別警報若しくは高潮特別警報（以下「暴風警報等」という。）が発表された場合は、本部一般当直及び関係する警察署に対し、警報の種類、発表時間及び発表内容を通知すること。

(4) 被害状況の確認

震度4以上の地震が発生した地域を管轄する警察署の交番、駐在所、自動車警ら班等の勤務員に対し、当該地震による被害状況の確認を指示すること。

(5) 警戒広報の準備

津波による被害が発生するおそれがある地震が発生した場合は、沿岸地域を管轄する警察署に対し、津波注意報、津波警報又は大津波警報の発表に備え、警戒広報の準備を指示すること。

(6) 避難広報

津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表された場合は、沿岸地域を管轄する警察署及び交番、駐在所、自動車警ら班等の勤務員に対し、沿岸の住民等への避難広報を指示すること。

(7) 警察本部長及び警察庁等への報告

大規模な災害が発生した場合は、警察本部長並びに警察本部の各部長及び各所属長並びに警察庁及び九州管区警察局に速報すること。また、被災地からの情報を整理し、被害状況を把握するとともに、警察庁及び九州管区警察局に報告するよう努めること。

2 警備運用課の措置

警備部警備運用課は、執務時間内において次に掲げる措置をとるものとする。

(1) 緊急地震速報（警報）の発表通知

緊急地震速報（警報）の発表通知については、前記1(1)の規定を準用する。

(2) 津波注意（警）報・噴火警報の発表通知

津波注意（警）報・噴火警報が発表され、又は警察庁から九州管区警察局を通じて津波注意（警）報・噴火警報が発表された旨の通知を受けた場合は、関係する警察署に対し、注意報又は警報の種類、発表時間及び発表内容を通知すること。

(3) 地震等の発生通知等

震度4以上の地震が発生し、又は暴風警報等が発表された場合は、関係する警察署に対し、警報の種類、発表時間及び発表内容を通知すること。

(4) 被害状況の確認

被害状況の確認については、前記1(4)の規定を準用する。

(5) 警戒広報の準備

警戒広報の準備については、前記1(5)の規定を準用する。

(6) 避難広報

避難広報の指示については、前記 1 (6)の規定を準用する。

(7) 警察庁等への報告

大規模な災害が発生した場合は、警察庁及び九州管区警察局に速報すること。また、被災地からの情報を整理し、被害状況を把握するとともに、警察庁及び九州管区警察局に随時報告すること。

3 航空隊の措置

警備部警備運用課航空隊は、震度 5 弱以上の地震が発生し、又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）、津波警報若しくは大津波警報が発表された場合は、警察用航空機を出動させ、被害状況を確認し、その結果を執務時間内にあつては災害警備本部を通じて通信指令センターに、執務時間外にあつては直接通信指令センターに報告するものとする。

4 高速道路交通警察隊の措置

交通部高速道路交通警察隊は、震度 5 強以上の地震が発生した場合は、道路管理者と協議し、高速道路のインターチェンジを閉鎖するとともに、道路管理者と共同で被害状況を確認し、その結果を執務時間内にあつては災害警備本部を通じて通信指令センターに、執務時間外にあつては直接通信指令センターに報告するものとする。

5 本部一般当直の措置

本部一般当直は、通信指令センターから震度 4 以上の地震が発生し、又は津波注意（警）報・噴火警報若しくは暴風警報等が発表された旨の通知を受けた場合は、警備部警備運用課長に速報し、その指揮を受けて関係所属への手配、職員の招集等を行うものとする。

6 警察署の措置

(1) 地震発生時の措置

管轄区域内で震度 4 以上の地震が発生した場合は、直ちに次に掲げる措置をとり、その結果を執務時間内にあつては災害警備本部を通じて通信指令センターに、執務時間外にあつては直接通信指令センターに報告するものとする。

ア 緊急通行車両の交通路確保の準備

イ 被災地への流入車両等を抑制するための広域的な交通規制の準備

ウ 津波注意報、津波警報又は大津波警報の発表に備えた警戒広報の準備

エ 道路、橋りょう等の損壊等があった場合における道路管理者等に対する応急措置等の要請

オ 被留置者の避難措置の必要性の判断

カ 庁舎損壊状況及び署員の安否の確認

キ 他所属からの支援の必要性の検討

(2) 南海トラフ地震臨時情報発表時の措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）が発表された場合は、直ちに次に掲げる措置をとるとともに、当該情報をあらゆる方法により、住民等に広報するものとする。

ア 情報の収集及び伝達

事前に避難しておくことが望ましいとして市町村があらかじめ定めた地域（以下「事前避難対象地域」という。）の住民等に対して、避難指示等を行う可能性があることを念頭に置き、当該南海トラフ地震に関する情報、避難場所に関する情報等を収集し、住民等に伝達すること。

イ 犯罪の予防及び取締り

事前避難対象地域及びその周辺における警ら活動及び職務質問を積極的に実施し、犯罪の予防及び取締りを推進すること。

(3) 市町村長に対する通知

津波警報、大津波警報又は噴火警報（居住地域）が発表された場合は、管轄区域の市町村の長に対し、当該警報が発表されたことを気象情報伝達記録票（津波・噴火）（別記様式）により通知するものとする。この場合において、通知手段の途絶、市町村庁舎の倒壊等により、市町村の長に対する通知ができなかったときは、その理由等について記録しておくものとする。

(4) 応急措置

災対法第76条第1項の規定による交通規制が実施されるまでの間は、被害の状況に応じた応急措置として、道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づく警察署長若しくは警察官の権限により、又は車両の運転者等に協力を求めることにより、車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。この場合において、車両の通行を禁止し、又は制限した場合は、その区間にある車両を当該区間以外の場所に移動させ、又はトンネル内及び橋りょう以外の道路の左側端に沿って駐車させるなど緊急通行車両の通行の妨害にならないための措置をとるものとする。

(5) 避難広報

津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表された場合は、沿岸の住民等に対し、迅速かつ正確に当該注意報等に関する情報を伝達するものとする。

(6) 避難誘導

予想される津波到達時刻を考慮して、必要に応じ、警察官が避難勧告・指示を行うなどして安全かつ迅速な避難誘導を行うものとする。この場合において、避難誘導に当たる警察官は、沿岸における潮位観測等は行わず、高台等の安全な場所において、自らの安全を確保しつつ、任務に当たるものとする。

第11 被害状況の収集（訓令第28条関係）

被害状況の収集に当たっては、ヘリコプターテレビ伝送システム、交通監視カメラ、高度警察情報通信基盤システム（PⅢ）等を活用した画像情報の収集に努めるものとする。

第12 被害状況の報告（訓令第29条関係）

1 災害発生直後の報告

災害発生直後の報告は、家屋等の倒壊、火災の発生、道路の損壊、山崩れ、家屋等の浸水、ダム等の決壊等の状況を概括的に行うとともに、その拡大予測について報告するものとする。

2 的確な個々の被害状況の報告

次に掲げる状況については、判明した都度報告するものとする。

(1) 死者、負傷者及び行方不明者の状況

- (2) 住民等の避難状況
- (3) 家屋等の倒壊状況
- (4) 家屋の浸水、主要道路、鉄道等の損壊、堤防の決壊等の状況
- (5) 津波、火災、爆発、有害物質の流出、噴火、洪水等の状況
- (6) 交通機関の運行状況
- (7) ライフラインの被害状況
- (8) 道路、通信施設、交通機関及びライフラインの応急・復旧状況及びその見通し
- (9) 関係防災機関が行った防災対策の状況
- (10) 流言飛語の発生状況
- (11) 二次災害を含む被害の拡大状況
- (12) その他報告が必要と認められる被害状況

3 警察措置等の報告

警察署の災害警備本部は、警察本部の災害警備本部に対し、警察措置の概要、避難の状況、治安状況、被害状況等の報告を行うものとする。

第13 第一次、第二次及び第三次警備本部並びに署警備本部の措置（訓令第33条関係）

第一次警備本部、第二次警備本部及び第三次警備本部（以下「警備本部」という。）並びに署警備本部は、災害の規模に応じ、次に掲げる措置のうち必要なものとするものとする。

1 避難の指示等

(1) 関係機関との協力による避難誘導

避難誘導に当たっては、被害状況を的確に把握し、市町村その他関係機関と緊密に連絡を取り、迅速に行うものとする。

(2) 市町村長による避難の指示等への協力等

署警備本部は、災対法第60条第1項の規定により市町村長が行う避難のための立退きの指示等について、必要な協力及び助言を行うものとする。

(3) 警察官による避難の指示等

ア 警察官は、災対法第61条第1項の規定により、市町村長が災対法第60条第1項に規定する避難のための立退き等の指示をすることができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったときは、当該警察官の判断により、避難のための立退き等を指示するものとする。この場合において、当該警察官は、災対法第61条第3項の規定により、直ちに指示した日時、居住者、立退き先等を市町村長に通知するとともに、警備本部及び署警備本部の長に報告するものとする。

イ 警察官は、前記アに規定する避難のための立退き等の指示のほか、極めて危険な状態が切迫するなど特別な状況下においては、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条第1項の規定により、被害を受けるおそれがある者に対し、避難を指示するものとする。この場合において、当該警察官は、同条第2項の規定により、警備本部及び署警備本部の長を通じて大分県公安委員会にその旨を報告するものとする。

ウ 前記ア及びイの規定による指示は、避難すべき理由及び時期並びに避難先及び避難経路を明らかにして行うものとする。

(4) 避難誘導後の措置

避難誘導後は、避難場所に所要の警戒員を配置し、市町村その他関係機関と緊密な連絡を取り、次に掲げる措置をとるものとする。

ア 負傷者の把握及び応急措置並びに救護機関への連絡

イ 避難者の地区別人員の把握

ウ 避難場所及びその周辺の犯罪の予防及び取締り

エ 地域安全活動のための広報活動

2 警戒区域の設定

警察官は、災対法第63条第2項前段の規定により、市町村長若しくはその委任を受けて同条第1項に規定する市町村長の職権を行う市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、当該警察官の判断により、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるものとする。この場合において、当該警察官は、同条第2項後段の規定により、直ちにその旨を市町村長に通知するとともに、警備本部及び署警備本部の長に報告するものとする。

3 救出救助活動

(1) 要配慮者の救出救助

救出救助に当たっては、被災した要配慮者等を早急に把握し、迅速かつ効果的に行うものとする。

(2) 装備資機材等の活用

救出救助に当たっては、破壊機材、切断機材、照明器材その他救出救助に必要な装備資機材等を活用して行うものとする。

(3) 負傷者等発見時の措置

負傷者を発見した場合は、応急手当を施し、病院その他救護施設への搬送その他必要な措置をとるものとする。

(4) 関係機関との連携

救出救助に当たっては、県、市町村その他関係機関と連携するとともに、建設関連業者、住民等と協力して、担当区域を定めて行うなど効果的な活動を推進するものとする。この場合においては、指揮命令系統を一元化して行うものとする。

4 交通規制等

(1) 交通規制の実施等

災害発生時における交通規制の実施については、災対法、大規模災害に伴う交通規制実施要領（令和3年12月24日付け大通達甲（交規）第8号別添）その他法令等の定めるところにより被災地域への流入規制、災害応急対策のための交通規制、緊急通行車両等の確認、標章及び証明書の交付等を行うものとする。

(2) 協力要請

警備本部は、災対法第76条第1項の規定による通行の禁止又は制限が行われた場合において、必要があると認めるときは、警察庁、九州管区警察局その他関係機関に対し、災対法第76条第1項の規定による通行の禁止又は制限の対象、区域、期間、理由等を通報するとともに、交通の総量抑制のための協力を要請するものとする。

(3) 道路管理者に対する要請

警備本部及び署警備本部は、道路等の損壊により緊急交通路の確保ができない場合その他緊急交通路の確保のため必要があると認める場合は、道路管理者等に対し、道路等の復旧その他必要な措置をとることを要請するものとする。

(4) 交通違反者等の指導取締り

警備本部及び署警備本部は、緊急交通路の確保のため、必要があると認めるときは、交通違反者等の指導取締りを行うものとする。

5 行方不明者等の捜索

(1) 行方不明者相談所の開設

署警備本部は、必要に応じ、署警備本部、交番その他適当と認められる場所に行方不明者相談所を開設し、行方不明者の捜索に関する相談に応じるものとする。

(2) 行方不明者に係る届出

行方不明者に係る届出は、行方不明者届受理票（行方不明者発見活動に関する規程（平成22年大分県警察本部訓令第2号）第2号様式）により受理し、速やかに被災者名簿その他関係資料と照合するほか、被災者の避難施設その他関係機関に手配するなどして当該行方不明者の発見に努めるものとする。

(3) 行方不明者の捜索

行方不明者の捜索に当たっては、市町村、消防機関、自衛隊その他関係機関と連携して次に掲げる措置をとるものとする。

ア 災害警備部隊を大量に投入し、捜索地域の区割りをして行うなど集中的かつ広域的に行うこと。

イ 必要に応じ、被災住宅各戸に対する調査を実施し、行方不明者情報を収集すること。

ウ 大量の瓦礫を撤去するための重機の確保方策、民有地における瓦礫の取扱い等の要領を事前に検討しておくこと。

エ 広範囲にわたって行方不明者の捜索を行う場合を想定し、遺体発見場所、行方不明者情報、捜索実施場所等を視覚的に確認するため、捜索状況の管理を行うこと。

6 死体の検視等

死体の検視又は見分については、検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）、死体取扱規則（平成25年国家公安委員会規則第4号）その他法令等の定めるところにより行うものとする。

7 広報活動

(1) 報道対策

ア 報道対応については、広報責任者を指定して報道対応窓口の一本化を図るなど責任の所在を明確にした報道対応を行うものとする。

イ 報道対応に当たっては、警備本部にあっては警察庁及び九州管区警察局と、署警備本部にあっては警備本部と緊密に連絡を取って行うものとする。

(2) 被災者等への広報

被災者等への広報については、おおむね次に掲げる情報を報道発表して行うほか、警ら用無線自動車、広報車、広報板等を活用して行うものとする。この場合において

は、被災者等のニーズを十分に把握して行うものとする。

- ア 被害の規模及び被災区域に関する情報
- イ 道路、橋りょう、堤防等の損壊、決壊等に関する情報
- ウ 危険箇所等に関する情報
- エ 火災等の発生に関する情報
- オ 津波、高潮、洪水等に関する情報
- カ 交通機関の被害等に関する情報
- キ 交通規制区域等に関する情報
- ク 避難経路及び避難場所に関する情報
- ケ 負傷者の救護状況に関する情報
- コ 死傷者に関する情報
- サ 遺体安置場所等に関する情報
- シ 犯罪に関する情報

8 生活安全対策

(1) 困りごと相談所の開設

警備本部及び署警備本部に、困りごと相談所（外国人相談コーナーを含む。以下同じ。）を設置するものとする。

(2) 相談の受理及び措置

困りごと相談所においては、住民の心配、要望等の相談に応じ、当該事案の解決に努めるものとする。この場合において、特異な事案又は警備本部若しくは署警備本部のみでは処理することが困難な事案については、速やかに警察庁、九州管区警察局、他の都道府県警察、県、市町村その他関係機関との連絡調整を行うものとする。

(3) 犯罪の予防及び地域安全活動

署警備本部は、犯罪の予防その他被災地の地域安全活動のため、必要に応じて、臨時交番を設置し、又は移動交番車を配置するとともに、県、市町村その他関係機関との連携により、次に掲げる防犯活動等を実施するものとする。

- ア 被災地域、避難所、仮設住宅等の重点的な防犯パトロール活動
- イ 災害の発生に伴う暴利販売、買占め、売り惜しみ等を企図する悪質業者等の経済事犯、凶悪事犯、粗暴事犯、暴力団の民事介入暴力事犯、窃盗事犯等の取締り
- ウ 住民等に対する地域安全情報の提供活動
- エ その他被災地における犯罪の予防及び地域安全活動のために必要な活動

9 被留置者の措置

(1) 被留置者の避難等

ア 警務部留置管理課長及び警察署長は、大規模災害の発生に際し、留置施設内において避難の方法がないときは、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第215条第1項の規定により、被留置者を適当な場所に護送するものとする。

イ 前記アに規定する場合において、護送することができないときは、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第215条第2項の規定により被留置者を解放するものとする。

ウ 前記ア及びイの規定により被留置者を護送し、又は解放した場合は、速やかに警察本部長に報告するものとする。

(2) 勾留状が発せられた被留置者の措置

勾留状が発せられた被留置者を避難させ、又は解放する場合は、事前に裁判所及び検察庁に通知するものとする。ただし、事前に通知できない事情があるときは、勾留状が発せられた被留置者を避難させ、又は解放した後、速やかに裁判所及び検察庁に通知するものとする。

(3) 避難場所の看守の配置

警務部留置管理課長及び警察署長は、避難させた被留置者の数、性質等を考慮の上、避難場所に必要な看守者を配置するものとする。

(4) 避難が長期化する場合の措置

警務部留置管理課長及び警察署長は、被留置者の避難が長期にわたると認められる場合は、警察本部長の指揮を受け、必要な措置をとるものとする。

(警備運用課災害対策係)

